



発行 新潟県

第27号

令和6年4月9日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 447 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)  
 448 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(水産課)  
 449 保安林の指定解除(治山課)  
 450 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)  
 451 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第447号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、阿賀町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年4月9日

新潟県知事 花角 英世

## 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

## 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月9日(木)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀町役場多目的ホール	阿賀町全域
5月10日(金)			
5月13日(月)			
5月14日(火)		阿賀町役場上川支所車庫	
5月15日(水)		阿賀町役場三川支所車庫	
5月16日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに2月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

## 3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

## ◎新潟県告示第448号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和6年4月9日から令和6年4月23日まで縦覧に供する。

令和6年4月9日

新潟県知事 花角 英世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法 第113条第1項の申出 をする漁業協同組合 名称	縦覧場所
北蒲原	野澤 晴東	新発田市藤塚浜1745-13	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合北 蒲原支所
	皆木 良一	新発田市藤塚浜3358-332		
	平野 勲	胎内市村松浜1340		

## ◎新潟県告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年4月9日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県柏崎市高柳町岡野町字笹ラ田4229の3
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## ◎新潟県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営山口地区区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域農業農村総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和6年4月10日から令和6年5月10日まで
- 3 縦覧に供する場所  
南魚沼市役所
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて  
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。  
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決

---

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を令和6年3月29日認可した。

令和6年4月9日

新潟県柏崎地域振興局長